

# 伊佐市第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成22年9月17日(金) 午前9時から10時10分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (19人)  
会長  
会長職務代理者  
委員
4. 欠席委員 (2人)
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
  - 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
  - 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」に係る意見決定について
  - 議案第4号 「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について
  - 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
  - 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
  - 議案第7号 「非農地証明願」について
6. 農業委員会事務局職員 4名

事務局長 只今から、平成 22 年度第 6 回農業委員会総会を開催します。姿勢を正してください。一同礼。

議長 おはようございます。朝晩が涼しくなって秋らしく成って参りましたがけれども、暑い中遊休農地調査・指導等行なって頂き有り難うございました。遊休農地対策の一環で、菜の花プロジェクトと称して、我々で菜種を作ろうということで、準備を進めております。後ほど事務局からお願いがあるとおもいます。よろしくご協力をお願いいたします

それでは、本日は 1 番委員・13 番委員の欠席届が、提出されております。只今の出席委員は 19 名であります、定数に達しておりますので只今から平成 22 年度第 6 回農業委員会総会提出案件について、審議いたします。

本日の議事録署名委員を任命いたします。6 番委員と 7 番委員をお願いいたします。

議事に入る前に（1）諸般報告 報告番号 1 「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」について、事務局に報告を求めます。

事務局 報告 1 号「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約並びに農地法第 3 条による賃借権の合意解約について、ご報告いたします。資料の 1 ページにございます。

利用権の合意解約につきまして、整理番号 1 番の 1 件がありました。

以上報告いたします。

議長 報告 2 号「農用地利用目的変更」について、事務局の報告を求めます。

事務局 報告 2 号「農用地の利用目的変更」での形状変更について、報告させていただきます。

整理番号 1 番ではありますが、申請人は、伊佐市菱刈前目に在住であります。土地の所有は、伊佐市菱刈前目字北山で地目は田であります。

形状変更面積は、975 m<sup>2</sup>で、申請地周辺は、北側に地目は田と成っておりますが葦が鬱蒼と茂った耕作放棄地と成っており、東側・南側は宅地、西側は道路です。

現在すでに 30 cmほど嵩上げをされており、表土として 40 cm嵩上げするために畑利用の出来る土を搬入してありました。

この農地につきましては、9月8日事務局において現地調査を行ないました。農地の現状は、すでに嵩上げがされ 8 割方完成している状況であるので田としての利用は出来ない上に周囲の状況等考慮すると、この嵩上げを早急に完成させ畑地で利用することが、今後この農地の利便性が高まるとして確認をいたしたところであります。

以上報告を終わります。

議長 事務局の報告がおわりました。  
只今から議事に入ります。

議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意志決定について、ご説明致します。

利用権設定につきまして、7-1 ページの利用権設定総括表によりご説明いたします。

期間は7ヶ月から9年7ヶ月で、面積の合計は、田 36,239 m<sup>2</sup>、畑 13,171 m<sup>2</sup>の、計 49,410 m<sup>2</sup>です。利用権の設定をする者の数 14 人、設定を受ける者の数 14 人です。

土地の明細書等につきましては、2 ページ～7 ページの整理番号 1 番から 15 番のとおりです。ご覧ください。

以上審議方よろしく願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。  
これから質疑を行ないます。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから採決を行ないます。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」について、原案の通り決定することに異議のない方、挙手を求めます。

(全員挙手)

よって原案通り、決定をいたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、を議題といたします。

当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が2件出されております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

今回より、申請件数全部の報告が終わった後に、質疑・採決を行ないますのでご協力をお願いいたします。

整理番号1番について、9番委員報告をお願いいたします。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、整理番号1番につきまして、報告いたします。

譲渡人、伊佐市大口里に居住の54歳、譲受人、伊佐市大口針持に居住の53歳会社員です。

所在地は伊佐市大口針持字中ノ原、地目は田、面積が932㎡、受人の経営面積13,737㎡、経営規模拡大のため売買取得のための申請です。

申請地の位置は譲受人の自宅から約350mで、受人の田の隣でありまして、今回購入されるものです。良く管理された田であります。現在作付けされておりますので、刈り取り後引き渡しと言

うことです。

農機具等もすべて揃っておりまして、耕作意欲も充分あり、問題は無いかと思われます。

以上の理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

議長 整理番号2番について、10番委員報告をお願いいたします。

10番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、整理番号2番につきまして、13日と16日に譲受人の立会いの元現地調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

申請人の受人、は伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田下であります。受人は新規就農で、今回父から贈与であり、農業従事者は2名であります。

申請地は金波田公民館から東へ500m位の所に位置し、現況は田であります。現在転作で大豆を植えてあります。申請地は4筆あり、伊佐市大口金波田字後原で地積はそれぞれ、2,978㎡・976㎡であり、伊佐市大口金波田字井ノ尻は、自宅横にあり地積は827㎡、地目は田、伊佐市大口宮人字下馬渡、馬渡公民館の南500m位に位置し、地積は487㎡で現況は田であります。全4筆で5,268㎡であります。渡人が農業に従事できないということで、今回娘さんに贈与により所有権移転されるものです。娘さん夫婦の経営意欲もあり、農機具もトラクター・田植機と完備されておりました。

以上の理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議長 只今担当委員の報告が終わりました。補足説明はありますか。

(なしの声あり)

只今の報告について質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですから、質疑・討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、許可相当と言う意見です。

承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって議案第2号は全件許可することに決定をいたしました。

整理番号2番ついて、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更」に係る意見決定について、を議題といたします。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部除外申請が2件程出されております。当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、10番委員お願いいたします。

1 0 番

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定のうち、整理番号1番について、10番が現地調査の結果を報告いたします

去る13日に7番・18番委員と私10番委員において、共同調査を行ないました。

申請者は伊佐市菱刈市山に居住されております。

本申請は農振除外の申出で、転用目的はプレハブ住宅等の展示

場にしたいと言う申し出であります。

申請地は、鳥巢上公民館の東 100mに位置し、現況は畑と成っていますが荒地であります。申請地の北側は側溝・田、南は農道、東は田、西は田であります。二回目の調査で、前回のときは農振地域で除外申請がなされておらず却下された案件であります。田に河川の土砂を 1 m位投入され嵩上げされており、全面積は 6 反歩位あり、内 3 反歩位は平成 18 年に農振除外を受け、住宅を建設されており、一部 5 畝位はゲートボールとして貸してあります。今回は残り部分の申請であります。字図を参照ください。

圃場整備は昭和 59 年 3 月に完成している所であります。

調査の結果、この申請について調査員 3 名の意見において、除外はやむを得ないという判断をしました。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

台風等で飛ばないように充分注意され、展示場とした場合は、お客さんが見えて、ジュース缶や煙草の吸殻等で周りを汚さないよう、迷惑がかからないように指摘しておきました。

これで報告を終わります。

議 長

整理番号 2 番につて、11 番員お願いいたします。

1 1 番

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定のうち、整理番号 2 番について、去る 9 月 13 日、6 番委員、9 番委員、申請人の伊佐市大口木ノ氏にお住まいの 61 歳、立会いの元で調査を行ないましたので報告いたします。

申請地は、伊佐市大口字集、地目田、11 m<sup>2</sup>であります。

5 条申請により申請人が、8 年ほど前に倉庫を造られたおりに造成されており、代替地を準備されて、今回除外申請されたものです。

申請地の位置は旧 JA 伊佐木ノ氏支所の東に位置しており、北・南側は農道、東・西側は宅地であります。

調査の結果、この申請について調査員 3 名の意見において、除

外はやむを得ないという判断をしました。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

同伴者の方補足説明はありませんか。

はい、事務局

事務局

整理番号2番の11㎡についてですが、現在宅地として利用していらっしやいます。今回測量された時点で申請人の田に11㎡程出ていたということで、農業振興地域に入っていたということで農振除外の申請をされたものです。現状的には実際宅地として利用されています。ご了解の程お願いいたします。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

只今の報告について質疑討論を行ないます。

質疑討論はございませんか。

(なしの声あり)

質疑討論が無いようですので、これで質疑討論を終わります。お諮りいたします。

「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」の意見決定について、途区分変更は、止むを得ないと言う報告でございます。

これを承認する事に賛成の方は、挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案3号は全件決定することにしたしました。

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、を議題といたします。

当委員会に対し、農地転用許可後事業計画変更承認申請がござっております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求



めます。

整理番号1番について、5番委員お願いいたします。

5 番

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について2番委員・5番委員・事務局同伴のうえ、去る9月13日に調査をいたしました。

申請人46歳です。建設業の社長さんです。

申請地は、伊佐市菱刈田中字松御堂、地目田、面積649㎡、転用目的は山林です。平成9年5月に資材置き場として、5条申請がなされ、許可決定に成っていた訳ですが、周囲の山林を購入しようとしていましたが、不成立状態で申請地が資材置き場に出れない状況にあり、許可後13年経ってしまい放置され、現在は山林化してしまい現地にも入って行けない状態に成ってしまい資材置き場にするのを断念され、今回クヌギを300本植えたいと言う意向で、事業変更の申請がされたわけです。

場所としましては、田中上集落の東側に位置しており、伊佐建設の資材置き場に隣接している山中にあります。

計画としましては隣接の土場も購入され、周りの山林も購入予定をされていましたが、その後社長が死去され、一部購入が出来なくなってしまった状況です。

以上のような理由により、許可相当と思われれます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の報告が終わりました。補足説明はございませんか。

(なしの声あり)

無いようですので、質疑討論に入ります。  
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。

お諮りいたします。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請については、やむを得ない。許可相当と言うことで、報告がありました。

この申請について、許可することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案第4号は許可決定することにいたしました。

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、を議題といたします。

当委員会に対し「農地法第4条の規定による許可申請」が4件出されております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、7番委員報告をお願いいたします。

7 番

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番を9月13日申請人藺田功さん立会いの元7番・10番・18番が共同で現地調査を実施しましたので7番が調査結果を報告します。

申請人は伊佐市菱刈市山に居住され職業はリース業です。

申請地は伊佐市大口鳥巢字屋祢添5筆連接しております。地目は田となっておりますが、現況は畑として利用され甘藷を作付けしたが収穫できなかったと言う事で荒地の状態と成っていました。面積は合計で2,673㎡です。申請地は、平成17年11月に申請人が3条で取得され、その後申請地の南側を宅地に転用し埋め立てをしたため、農耕車両の進入が困難となり、平成19年11月に畑として利用目的変更がされています。又、議案3号整理番号1番で農振除外の意見決定がされた場所であります。

転用目的は仮説ハウス展示場です。必要面積は2,000㎡と計画されています。

資力及び信用についての資金の調達は自己資金であるため問題は無いかと思われれます。

転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意状況について法定小作人はありません。

申請に係る用途に遅滞無く供する事の確実性について、転用目的は自己経営のリース業のための展示場であり計画も妥当で実現は確実と思われます。

周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無について、申請地の東側水田・西側農道・南側宅地・北側は水路を挟んで水田です。隣接農地については、大口土地改良区と協議され、協議が整っているため問題は無いと思われます

調査員3人で協議し転用に問題は無いと判断しました。

委員の皆様審議をよろしくお願ひします。

全部事項証明、土地改良区意見書、汚排水処理確約書が添付されています。以上です、よろしくお願ひいたします。

議 長

整理番号2番について、15番委員お願ひします。

1 5 番

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番を15番が調査結果を報告します。9月13日12番委員・17番委員・15番委員が申請人の立会いの元、共同調査を実施しました。

申請人は伊佐市菱刈前目に居住し建設業されており、年齢は59歳で自治会は共進であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊、地目は畑で、地積は580㎡であります。農地区分は2種農地のその他となっており、転用目的はゲートボール場であります。

申請地の所在地は、共進地区集会所から西側へ200mで周囲は四方住宅地であります。周囲に与える影響は無いと思われます。添付書類については、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書が添付されております。

調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において、適切であり許可相当と判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

議 長

整理番号 3 番について、14 番委員お願ひします。

1 4 番

議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号 3 番について、14 番が調査の結果を報告いたします。

去る 9 月 13 日、3 番委員と 13 番委員、私 14 番委員で申請人元立会いの元、共同調査を行いました。

申請人は、湧水町川添に居住され、農業と自営業をされており、年齢は 72 歳であります。

申請地は 2 筆であります。所在地と地積は伊佐市菱刈徳辺字上ノ原、地積は 72 m<sup>2</sup>、同所字上ノ原、地積 73 m<sup>2</sup>地目は 2 筆ともに畑であります。農地区分は第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的は宅地であります。

申請地の所在地は、国道 268 号線の徳辺交差点から東へ 400m ほど入った徳辺地区の中央に位置しており、南は水路・東側は山林・北側は宅地・西側も宅地であります。

申請人は競売により宅地・畑・山林の 3 筆を取得されましたが、宅地の進入路部分が登記簿上では畑である事、宅地の庭も畑に食い込んでいることから、転用目的はこの畑を分筆し現況に即した地目宅地に変更されるものであります。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、建物配置図、被害防除計画書、被害防除に関する計画書が提出されております。

この地目変更により周囲に与える影響は無いと思われます。

調査の結果、この申請については、調査員 3 名の意見において、適切であり許可相当と判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長 整理番号4番について、17番委員お願いします。

17番 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号4番について、現地調査を行ないましたので報告を申し上げます。

調査年月日が9月13日、調査員が12番委員と15番委員、私17番委員、申請人奥さん、設計事務所立会いの元、共同調査を行いました。

申請地は伊佐市菱刈南浦字竹下、面積492㎡、地目畑であります。転用目的は居宅の住宅建設であります。

調査内容でございますが申請地は瓜ノ峰自治会にあります。場所的には、本城小学校から川南方面の右手に位置します。現況は畑で更地であります。農地区分は2種農地のその他に該当するかどうかと思われま。

資力及び信用については、自己資金で資金証明も添付されております。

申請は住宅建設で許可次第と言うことで、計画は遅滞無く、確実性があります。周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無でございますが、申請地の東は住宅、西は山林、南は畑、北は山林で隣接農地に被害は無いと判断いたしました。

なお、添付書類といたしまして、全部事項証明書、被害防除に関する誓約書、資金残高証明書、汚廃水処理確約書、被害防除計画書、住宅設計図、字図等が添付されております。

調査結果として、調査員3人の総合意見といたしまして、特別問題はないので、許可相当と結論に達しました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。  
以上で終わります。

議長 ただいま、担当委員の報告が終わりました。補足説明はありますか。

(なしの声あり)

只今の報告について、質疑討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。  
お諮りいたします。

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、許可相当という意見であります。これに承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、全件許可とすることで決定いたしますので、24日に開催される県農業会議に諮問をいたします。

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。

当委員会に対し「農地法第5条の規定による許可申請」が6件出されております。

当委員会の審議を求めます。

現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番2番につきましては、16番委員続けてお願いいたします。

1 6 番

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番2番は譲渡人、譲受人共に関連がありますので、2件一緒に報告させていただきます。

整理番号1番について、さる9月13日申請人立会いの元、1番委員、8番委員、私16番委員において共同調査をいたしましたので16番が報告いたします。

譲渡人外1名で、もう1人は親子関係であります。伊佐市大口里に居住されて、自治会は朝日町で44歳であります。

譲受人は、伊佐市大口里にお住まいの、79歳、自治会は高校西であります。

申請地は1枚の田が3筆に成っていて、大口里字羽祢田島、2筆ありまして、地目は田であります。現況は減反同様に草が生い茂っている状況であります。面積が182㎡と322㎡であります。農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は現在、保育園の敷地内に職員、父兄の園児送迎時に車が出入りし、危険を伴うので敷地外に駐車場として計画されているものです。

申請地の所在地は、国道267号線バイパス沿いで、大口高校裏の現在バイパス工事中の所から、労働金庫までの南側で、東・西が田で南側が保育園であります。

周囲に与える影響は無いとおもいます。

続けて整理番号2番について調査報告をいたします。

同一人の申請ですが、譲渡人が外1名になっているために別申請になっています。申請地は前申請地の隣接地です。大口里字羽祢田島で面積が504㎡、地目は田であります。

整理番号1に同じく駐車場としての計画であります。

添付書類として土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する契約書が提出されております。

調査の結果、この申請については、3名の調査委員の意見において、許可相当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、8番委員お願いいたします。

8 番 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番を8番が報告いたします。

去る 13 日、1 番・16 番委員と行政書士さんが立ち会っております。

申請人、現在伊佐市大口里に居住されております。譲渡人は大口里に居住されております。

申請地の所在地は大口警察署手前の信号機より北へ 100m位の市道沿いで、現況は水田であります。所在地は伊佐市大口里字青木ヶ島、地目は田、面積は 266 m<sup>2</sup>であります。

転用目的は、現在申請人が借家住まいであるため、所有権移転売買で、一般住宅を建設するものであります。

周囲の状況は、東側宅地、西側は市道、南側は渡人の水田、北側は宅地となっております。汚廃水処理については、合併浄化槽で処理し、道路廃水路に放水するようになっております。特に日照、通風、耕作等に影響は及ぼさないものと思っております。

添付書類として、地籍図、配置図、平面図、全部事項証明書、融資証明書、汚廃水処理確約書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状が添付されております。

この申請について、調査員 3 名で協議した結果適切であると判断しました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします

以上で、報告を終わります。

議 長

整理番号 4 番について 12 番委員お願いいたします。

1 2 番

議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号 4 番を 12 番が報告いたします。

去る 13 日に 15 番、17 番、12 番 3 名で調査いたしました。

申請人は伊佐市菱刈南浦に居住、譲渡人は指宿市東方に居住です。

申請地は伊佐市菱刈南浦字柴江、地目は現況畑となっております



が、現状は宅地の一部で、軒先の1 m程の所に当たり既に38年前に建設されておりましたが、最近息子さんが相続をされ気付かれて申請されたものです。

場所は、南永小学校の北側手前に位置しておりまして、現況宅地で農地区分は第2種農地のその他に該当します。

資金の調達については、自己資金であるため問題はないと思われます。

申請地の東側は畑、西は宅地、南は市道、北は畑でありました。

添付書類といたしまして、位置図、地籍図、全部事項証明書、顛末書も添付されております。

調査員3名の意見といたしまして、許可相当と思われます。

申請人本人は現在まで気づかず、最近分かって、ビックリされ申請された状況です。ご審議方よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議 長 続きまして、整理番号5番について、6番委員お願いいたします。

6 番 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、9月13日、11番、9番、6番と渡し人、測量設計士さん立会いの元、調査しましたので、6番が報告いたします。

受人は岐阜市多治見市大平町に居住されております。

土地の所在地は、伊佐市大口木ノ氏字集、田、面積は11 m<sup>2</sup>です。

この申請は平成12年に家を新築された時、譲渡人の土地に知らずに擁壁をされてしまっておりましたが、譲渡人の親も、受人の弟さんも既に亡くなられており、今になって分かったとのことで今回、交換で申請されました。

3人で協議しまして、顛末書も出されており、譲渡人も交換で納得されております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、4番委員お願ひいたします。

4 番 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の内、整理番号6番について、去る13日、会長、19番委員と私の3人と、譲渡人立会いの元、共同調査を行ないましたので、4番が報告いたします。

申請人で譲受人は、伊佐市大口曾木に居住され、37歳で自治会は後村であります。

譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住され70歳で受人とは親子であります。

申請地は伊佐市大口曾木字馬場、田、534 m<sup>2</sup>で現況は、埋め立てがなされて、畑であります。

埋め立てにつきましては、平成18年7月の豪雨災害により、圃場整備地内の工事で発生した捨て土を早急に処理する必要が生じ、農業委員会に相談をした経緯が在るようですが、埋め立て後の事務手続きがなされずに、現在に至り、顛末書が添付されております。

転用目的は、一般住宅の建設で、所有権移転は、親からの贈与となっております。

農地転用許可基準におきまして、個人住宅の転用面積は、500 m<sup>2</sup>で申請地の面積は、34 m<sup>2</sup>オーバーおりますけれども、埋め立ては道路より50 cm位高い所までしてあり、道路からの進入道路に、ある程度の面積が必要と思われます。

申請地周辺の状況は、東と北側が宅地、西と南側が道路であります。

住宅建設についての、資金調達は銀行の融資証明書が添付されており問題はないものと思われます。

農地区分は、第2種農地その他の農地であります。

添付書類としまして、全部事項証明書、位置図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、融資証明書、顛末書、委任状等が添付されております。

以上のような理由により、3人で協議しました結果、農地転用はやむを得ないものと判断をいたしました。

委員皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長

只今担当委員の報告が終わりました。  
同伴者の補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

只今の報告について、質疑討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。  
お諮りいたします。

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、許可相当という意見であります。これに承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、全件許可と言うことで決定いたしますので、24日に開催される県農業会議に諮問をいたします。

議案第7号「非農地証明願」について、を議題といたします。

当委員会に対し非農地証明願いが3件出されておりますので、当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

議 長	整理番号 1 番について、11 番委員お願いいたします。
1 1 番	<p data-bbox="411 224 1355 347">議案第 7 号「非農地証明願」整理番号 1 番について、去る 9 月 13 日に 4 番、9 番、11 番、申請人平さん、立会いものと現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。</p> <p data-bbox="411 414 1355 448">申請人は伊佐市大口山野に居住の 83 歳であります。</p> <p data-bbox="411 459 1355 638">申請地の所在地は、伊佐市大口山野字松ヶ平、地目畑、現況は山林と成っています。面積 1,741 m<sup>2</sup>に、昭和 55 年 4 月頃に杉・桧を植林され、周囲も山林化しています。今回非農地として証明願の申請をされたものです。</p> <p data-bbox="411 705 1355 828">非農地となった理由として、昭和 55 年頃まで養蚕の桑畑として利用していましたが、隣接の畑が次々と植林をされてたので、申請人も植林をされたと言うことです</p> <p data-bbox="411 896 1355 974">周囲の状況は東西南北四方とも山林に囲まれており、既に伐採期を向かえた樹もあるようです。</p> <p data-bbox="411 1041 1355 1120">このことから農地性は喪失しており、調査委員 3 人とも農地への復旧は困難であると判断しました。</p> <p data-bbox="411 1187 1355 1220">皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。</p>
議 長	続きまして、整理番号 2 番につきまして 3 番委員にお願いいたします。
3 番	<p data-bbox="411 1422 1355 1545">議案第 7 号「非農地証明願」整理番号 2 番について、現地調査をいたしましたので 3 番が報告いたします。調査日が 9 月 13 日に実施いたしました。調査員は、3 番、13 番、14 番の 3 名です。</p> <p data-bbox="411 1612 1355 1646">申請人は伊佐市菱刈川北に居住、自治会は築地であります。</p> <p data-bbox="411 1657 1355 1736">申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字迫田、面積が 180 m<sup>2</sup>、畑で現況は山林化しております。</p> <p data-bbox="411 1803 1355 1836">周囲の状況は東、西、南、北側四方を山林に囲まれております。</p> <p data-bbox="411 1848 1355 1980">昭和 53 年 9 月に共有林を個人持ち分だけを名義変更され、その後畑として利用されておりましたが、平成元年頃から畑としては利用していないと言うこととございます。周囲が山林化し、申請</p>

地も自然木の原野化されている状況です。

現地調査の結果は、農地性は喪失しており、調査委員3人とも農地への復旧は困難であると判断しました。非農地証明願はやむを得ないという判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で終わります。

議 長

次に整理番号3番について、2番委員お願いします。

2 番

議案第7号「非農地証明願」整理番号3番につきまして、議席番号2番より現地調査結果について報告させていただきます。

それでは、当案件ですが、去る9月13日、5番委員、事務局と私2番委員において、共同調査をいたしました。

立会人として、申請者のお母さんに立ち会って頂きました。

申請人は伊佐市菱刈徳辺にお住まいであります。

本申請は、地目は畑であるが、農地性を喪失しており山林化しているため、非農地としての申請であります。

申請地の所在地は伊佐市菱刈徳辺字坂中、地目は畑、地籍が1,767㎡であります。

位置としましては、国道268号バイパスの山田温泉前の信号から大口方面に向かって700m先から左折して前目地区に抜ける市道400m位の所の、左奥に位置します。南・東・北側は山林、西側は放棄地であり、この周囲は耕作放棄地一帯であります。

非農地となった時期は、平成元年9月頃であるとのことであります。

非農地となった原因は、両親が病床と高齢で、申請人は勤務者で、耕作不能となり周りも山林化したものと思われま。

当農地の現況は、全部山林であります。

添付書類として、全部事項証明、字図が提出されております。

調査の結果、この申請については、3名の調査員の意見において非農地やむを得ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

只今担当委員の報告が終わりました。  
同伴者の補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

只今の報告について、質疑討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。  
お諮りいたします。

議案第7号「非農地証明願」について、何れも非農地という判断でございます。

農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地とすることに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案第7号「非農地証明願」について、農地法第2条第1項の農地とすることに同意する意見を付して送付することにいたします。

以上を持ちまして議案の採決を終了いたします。

その他、月例報告からお願いします。

事 務 局

月例報告書により報告。

これで平成22年度 第4回農業委員会総会を終わります。

終了時間 午前 10時10分

